

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和3年12月21日

【中間会計期間】 第36期中(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

【会社名】 東京湾横断道路株式会社

【英訳名】 TRANS-TOKYO BAY HIGHWAY CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 遠藤元一

【本店の所在の場所】 東京都品川区大井一丁目20番6号

【電話番号】 03-5718-7611(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役総務部長 能城弘昭

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大井一丁目20番6号

【電話番号】 03-5718-7611(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役総務部長 能城弘昭

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第34期中	第35期中	第36期中	第34期	第35期
会計期間	自 平成31年 4月1日 至 令和元年 9月30日	自 令和2年 4月1日 至 令和2年 9月30日	自 令和3年 4月1日 至 令和3年 9月30日	自 平成31年 4月1日 至 令和2年 3月31日	自 令和2年 4月1日 至 令和3年 3月31日
営業収入 (千円)	2,832,048	2,071,656	1,794,136	5,919,157	5,727,864
経常利益又は 経常損失() (千円)	54,393	62,770	177,898	184,022	78,885
中間(当期)純利益又は 中間純損失() (千円)	35,093	43,968	126,215	134,159	53,900
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	90,000,000	90,000,000	90,000,000	90,000,000	90,000,000
発行済株式総数 (株)	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000
純資産額 (千円)	95,119,526	95,174,624	95,146,276	95,218,592	95,272,492
総資産額 (千円)	476,303,702	474,117,031	448,183,295	475,881,881	474,259,916
1株当たり純資産額 (円)	52,844.18	52,874.79	52,859.04	52,899.21	52,929.16
1株当たり中間(当期)純 利益又は1株当たり中間 純損失() (円)	19.49	24.42	70.11	74.53	29.94
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純 利益 (円)					
1株当たり配当額 (円)					
自己資本比率 (%)	20.0	20.1	21.2	20.0	20.1
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	2,080,436	1,199,799	24,760,125	3,038,366	2,326,211
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,296,348	439,366	123,780	1,336,810	437,110
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,125,000	1,125,000	24,420,100	2,250,000	2,250,000
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	2,316,414	2,623,048	2,838,449	2,108,882	2,622,204
従業員数 (名)	105	107	108	106	104

(注) 1. 当社は、中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社及び当社の関係会社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。
また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

令和3年9月30日現在

従業員数(名)	108
---------	-----

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数のうち、9名は出向社員であります。
3. 当社の事業は、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社には、労働組合はありませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間会計期間において、当社の経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について、既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比して重要な変更はありません。

また、新たに定めた経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等はありません。

(2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について、重要な変更はありません。

また、新たに生じた事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

2 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

また、重要事象等は存在していません。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当中間会計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績

当社は、東京湾アクアラインの料金収受、交通管理、道路及び附帯施設の保全・点検業務を行う管理事業と海ほたるパーキングエリアでの休憩施設の運営を行う休憩施設事業を主として事業展開しております。

管理事業については、東京湾アクアラインの建設を通して蓄積した新技術・新工法などのノウハウを最大限に活用し、大規模な海洋構造物である東京湾アクアライン及び附帯施設の保全・点検業務を的確に行い、お客様に安全、安心かつ快適・便利にご利用いただける道路機能を提供すべく努力してまいりました。

休憩施設事業については、360度海に囲まれた素晴らしい展望のなかでのお食事やお買物を快適に楽しんでもいただけるよう新型コロナウイルス感染症防止のため様々な取り組みを実施しつつ、海ほたるパーキングエリアの運営、サービスの提供を行ってまいりました。

当中間会計期間における管理事業収入は、点検・保全工事の受注減少等により、1,487,407千円（前年同期比85.4%）となりました。

また、海ほたるパーキングエリアにおける休憩施設事業を中心としたその他事業収入は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や緊急事態宣言等の影響を受け、特に夏季ハイシーズンにおける海ほたるパーキングエリアの来場者数、テナント売上が減少したことにより、306,729千円（前年同期比92.8%）となりました。

この結果、営業収入として1,794,136千円（前年同期比86.6%）を計上し、営業原価1,857,504千円（前年同期比92.0%）、販売費及び一般管理費120,926千円（前年同期比95.7%）を計上した営業損失は184,294千円（前年同期は営業損失74,351千円）となりました。これに営業外収益952,517千円（前年同期比94.2%）及び営業外費用946,121千円（前年同期比94.7%）を計上した経常損失は177,898千円（前年同期は経常損失62,770千円）、税引前中間純損失は177,898千円（前年同期は税引前中間純損失62,770千円）となり、これに法人税等 51,682千円を計上した中間純損失は126,215千円（前年同期は中間純損失43,968千円）となっております。

受注及び営業の実績は、次のとおりであります。

受注実績

1. 管理事業

東日本高速道路株式会社との「東京湾横断道路の管理に関する協定(平成9年12月)」に基づき、同社との間で「令和3年度 東京湾横断道路の管理に関する年度協定(令和3年4月)」を締結し、前事業年度に続き東京湾アクアライン及び附帯施設の維持・修繕、点検及び保全工事等の管理業務を行っております。

2. その他事業

当中間会計期間においてはテナント等から小修繕工事や設備点検等を受注し、すべて当中間会計期間内に完了いたしました。この受注による事業収入は5,977千円（前年同期比130.5%）であります。

(注) 休憩施設事業収入は受注実績がないため、上記には含まれておりません。

営業実績

当中間会計期間における営業収入の状況は次のとおりであります。

科目	金額(千円)	前年同期比(%)
管理事業収入	1,487,407	85.4
その他事業収入	306,729	92.8
合計	1,794,136	86.6

(注) 1. その他事業収入には、海ほたるパーキングエリア内の休憩施設の運営による休憩施設事業収入が含まれております。

2. 営業収入の相手先別の割合は次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間		当中間会計期間	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
東日本高速道路(株)	1,740,998	84.0	1,487,407	82.9
ハイウェイロイヤル(株)	131,472	6.3	142,749	8.0

(2) 財政状態

当中間会計期間末の資産合計は、448,183,295千円（前事業年度末比94.5%）となりました。

この減少は主に東京湾アクアラインの完成・引渡しに伴う独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構に対する売上債権である建設事業未収入金24,420,100千円を約定に基づき回収した結果によるものであります。

一方、当中間会計期間末の負債合計は、353,037,019千円（前事業年度末比93.2%）となりました。

この減少は主に東京湾アクアラインの建設のために調達した長期借入金を前記の建設事業未収入金の回収をもって返済した結果によるものであります。

また、当中間会計期間末の純資産合計は、95,146,276千円（前事業年度末比99.9%）となりました。

この減少は主に当中間会計期間における繰越利益剰余金の減少によるものであります。

(3) キャッシュ・フロー

当中間会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、税引前中間純損失177,898千円に減価償却費104,964千円、建設事業未収入金24,420,100千円の回収など資産・負債の増減などにより（流入）24,760,125千円（前年同期（流入）1,199,799千円）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産等の取得により（流出）123,780千円（前年同期（流入）439,366千円）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済により（流出）24,420,100千円（前年同期（流出）1,125,000千円）となりました。

これらの結果、当中間会計期間末の現金及び現金同等物残高は、2,838,449千円（前年同期2,623,048千円）となりました。

(4) 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社においては、海ほたるパーキングエリアが海上立地ということから、気象・海象による施設の劣化等による維持・修繕費用が発生すると考えられますが、その支出は自己資金で賄う予定であります。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前事業年度末において、計画中又は実施中の重要な設備の新設、除却等はありません。また、当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,800,000
計	1,800,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (令和3年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (令和3年12月21日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,800,000	1,800,000		(注) 1、2
計	1,800,000	1,800,000		

(注) 1. 単元株制度を採用していません。

2. 株式の譲渡制限に関する規定は次の通りであります。

当社の発行する全部の株式について、会社法第107条第1項第1号に定める内容(いわゆる譲渡制限)を定めており、当該株式の譲渡又は取得について取締役会の承認を要する旨を定款第8条において定めております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
令和3年9月30日		1,800,000		90,000,000		

(5) 【大株主の状況】

令和3年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
東日本高速道路株式会社	東京都千代田区霞が関三丁目3番2号	600,000	33.33
千葉県	千葉県千葉市中央区市場町1番1号	280,000	15.56
神奈川県	神奈川県横浜市中区日本大通1	90,000	5.00
東京都	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号	90,000	5.00
川崎市	神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地	60,000	3.33
横浜市	神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地の10	45,000	2.50
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	21,360	1.19
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	21,340	1.19
日本製鉄株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号	18,900	1.05
JFEスチール株式会社	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号	17,800	0.99
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	15,560	0.86
茨城県	茨城県水戸市笠原町978番6	15,000	0.83
埼玉県	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号	15,000	0.83
計	-	1,289,960	71.66

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和3年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,800,000	1,800,000	
発行済株式総数	1,800,000		
総株主の議決権		1,800,000	

【自己株式等】

令和3年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
取締役	河南 正幸	令和3年7月14日

(2) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性10名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

第5 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(令和3年4月1日から令和3年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は、令和3年4月1日に株式会社東京ベイサービス(現 株式会社東京湾横断道路サービス)の全株式を取得し、完全子会社化しましたが、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表は作成しておりません。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,622,204	2,838,449
建設事業未収入金	466,409,100	441,989,000
営業未収入金	2,370,000	348,543
その他	35,968	185,211
流動資産合計	471,437,273	445,361,204
固定資産		
有形固定資産	¹ 2,565,879	¹ 2,488,792
無形固定資産	3,003	2,940
投資その他の資産	253,760	330,358
固定資産合計	2,822,643	2,822,091
資産合計	474,259,916	448,183,295
負債の部		
流動負債		
営業未払金	1,702,221	289,722
1年内返済予定の長期借入金	47,277,100	57,740,000
未払法人税等	9,341	6,866
賞与引当金	51,745	56,095
その他	² 233,977	² 93,652
流動負債合計	49,274,386	58,186,337
固定負債		
長期借入金	329,132,000	294,249,000
退職給付引当金	203,789	208,875
役員退職慰労引当金	15,114	16,600
その他	362,134	376,205
固定負債合計	329,713,038	294,850,682
負債合計	378,987,424	353,037,019
純資産の部		
株主資本		
資本金	90,000,000	90,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	2,000,000	2,000,000
繰越利益剰余金	3,272,492	3,146,276
利益剰余金合計	5,272,492	5,146,276
株主資本合計	95,272,492	95,146,276
純資産合計	95,272,492	95,146,276
負債純資産合計	474,259,916	448,183,295

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
営業収入	2,071,656	1,794,136
営業原価	2,019,675	1,857,504
営業総利益又は営業総損失()	51,980	63,367
販売費及び一般管理費	126,332	120,926
営業損失()	74,351	184,294
営業外収益		
建設事業未収入金受取利息	1,006,213	951,483
受取利息	128	0
その他	4,519	1,034
営業外収益合計	1,010,861	952,517
営業外費用		
支払利息	999,158	946,013
その他	122	108
営業外費用合計	999,280	946,121
経常損失()	62,770	177,898
税引前中間純損失()	62,770	177,898
法人税等	18,802	51,682
中間純損失()	43,968	126,215

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本				株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	利益剰余金				利益剰余金 合計	その他 有価証券 評価差額金		評価・換算 差額等合計
		その他利益剰余金		繰越利益 剰余金					
		別途積立金							
当期首残高	90,000,000	2,000,000	3,218,592	5,218,592	95,218,592			95,218,592	
当中間期変動額									
中間純損失()			43,968	43,968	43,968			43,968	
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)									
当中間期変動額合計			43,968	43,968	43,968			43,968	
当中間期末残高	90,000,000	2,000,000	3,174,624	5,174,624	95,174,624			95,174,624	

当中間会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本				株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	利益剰余金				利益剰余金 合計	その他 有価証券 評価差額金		評価・換算 差額等合計
		その他利益剰余金		繰越利益 剰余金					
		別途積立金							
当期首残高	90,000,000	2,000,000	3,272,492	5,272,492	95,272,492			95,272,492	
当中間期変動額									
中間純損失()			126,215	126,215	126,215			126,215	
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)									
当中間期変動額合計			126,215	126,215	126,215			126,215	
当中間期末残高	90,000,000	2,000,000	3,146,276	5,146,276	95,146,276			95,146,276	

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失()	62,770	177,898
減価償却費	106,057	104,964
賞与引当金の増減額(は減少)	4,606	4,350
退職給付引当金の増減額(は減少)	3,252	5,086
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	751	1,486
建設事業未収入金受取利息	1,006,213	951,483
受取利息及び受取配当金	128	0
支払利息	999,158	946,013
売上債権の増減額(は増加)	1,772,397	26,441,557
仕入債務の増減額(は減少)	494,417	1,412,499
その他	94,584	213,919
小計	1,226,605	24,747,657
利息及び配当金の受取額	1,006,425	951,483
利息の支払額	1,006,211	951,480
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	27,019	12,465
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,199,799	24,760,125
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の償還による収入	500,000	
有形固定資産の取得による支出	60,633	95,811
関係会社株式の取得による支出		27,969
投資活動によるキャッシュ・フロー	439,366	123,780
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	1,125,000	24,420,100
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,125,000	24,420,100
現金及び現金同等物に係る換算差額		
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	514,166	216,245
現金及び現金同等物の期首残高	2,108,882	2,622,204
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 2,623,048	1 2,838,449

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3 - 39年
機械装置及び運搬具	3 - 10年
工具、器具及び備品	2 - 15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 公共施設負担金

定額法によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する期間と同一の基準によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。

(2) 退職給付引当金

退職一時金制度については、従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(1) 管理事業

管理事業においては、東京湾アクアライン及び附帯施設の維持・修繕、点検及び保全工事等の管理業務を行っております。当該事業については、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

(2) その他事業

その他事業においては、海ほたるパーキングエリアでの休憩施設の運営を行う休憩施設事業及びテナント等の小修繕工事や設備点検等を行っております。休憩施設事業については、財又はサービスを提供した時点で収益を認識しております。小修繕工事及び施設点検等については、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない短期的な投資としております。

6. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。

また、当中間会計期間の損益に与える影響もありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、「収益認識関係」注記のうち、当中間会計期間に係る比較情報については記載していません。

(表示方法の変更)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用しております。時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとし、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(令和2年3月6日内閣府令第9号)附則第3条第2項により、経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載していません。

(中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	2,212,677千円	2,310,740千円

2 消費税等に係る表示

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

1. 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
有形固定資産	100,856千円	99,250千円
無形固定資産	64千円	62千円

2. 簡便法による税効果会計

中間会計期間における税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しています。

(中間株主資本等変動計算書関係)

・前中間会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	1,800,000			1,800,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

・当中間会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	1,800,000			1,800,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
現金及び預金	2,623,048千円	2,838,449千円
現金及び現金同等物	2,623,048千円	2,838,449千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（令和3年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 建設事業未収入金	466,409,100	460,186,715	6,222,384
(2) 営業未収入金	2,370,000	2,370,000	
資産計	468,779,100	462,556,716	6,222,384
(1) 営業未払金	1,702,221	1,702,221	
(2) 長期借入金 （1年内返済予定を含む）	376,409,100	370,186,715	6,222,384
負債計	378,111,321	371,888,937	6,222,384

(注) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当中間会計期間（令和3年9月30日）

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 建設事業未収入金	441,989,000	436,656,638	5,332,361
(2) 営業未収入金	348,543	348,543	
資産計	442,337,543	437,005,181	5,332,361
(1) 営業未払金	289,722	289,722	
(2) 長期借入金 （1年内返済予定を含む）	351,989,000	346,656,638	5,332,361
負債計	352,278,722	346,946,360	5,332,361

(注) 1. 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 子会社株式は、市場価格のない株式等のため、時価を記載しておりません。なお、市場価格のない株式等の子会社株式の中間貸借対照表計上額は以下のとおりです。

（単位：千円）

区分	当中間会計期間
子会社株式	27,969

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間（令和3年9月30日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
建設事業未収入金		436,656,638		436,656,638
営業未収入金		348,543		348,543
資産計		437,005,181		437,005,181
営業未払金		289,722		289,722
長期借入金 （1年内返済予定を含む）		346,656,638		346,656,638
負債計		346,946,360		346,946,360

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

建設事業未収入金及び営業未収入金

これらの時価は、一定期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

営業未払金

これらの時価は、一定期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(資産除去債務関係)

当社は、独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構の道路占用許可に基づき、当社が使用する道路（海ほたるパーキングエリア）の返還時に、所有する商業施設関連資産の撤去に伴う原状回復に係る債務を有しております。

しかし、当該資産の実質的な使用期間は、国の道路行政の動向に左右されるため現時点では明確でなく、資産除去債務を合理的に見積もることができません。

また、当社本社オフィスの不動産賃貸借契約により使用する建物の一部について、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当債務に関する建物の退去時期が明確でなく、資産除去債務を合理的に見積もることができません。

そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：千円）

	事業の種類			合計
	管理事業	その他事業	計	
日本	1,487,407	306,729	1,794,136	1,794,136
顧客との契約から生じる収益	1,487,407	306,729	1,794,136	1,794,136
外部顧客への売上高	1,487,407	306,729	1,794,136	1,794,136

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、注記事項（重要な会計方針）4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業は、東京湾アクアライン関連事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

・前中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

中間損益計算書の売上高は、すべて東京湾アクアライン関連事業の外部顧客への売上高であるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
東日本高速道路(株)	1,740,998	東京湾アクアライン関連事業
ハイウェイロイヤル(株)	131,472	

・当中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

中間損益計算書の売上高は、すべて東京湾アクアライン関連事業の外部顧客への売上高であるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
東日本高速道路(株)	1,487,407	東京湾アクアライン関連事業
ハイウェイロイヤル(株)	142,749	

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額並びに1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	52,929円16銭	52,859円04銭

	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
(2) 1株当たり中間純損失()	24円42銭	70円11銭
(算定上の基礎)		
中間純損失()(千円)	43,968	126,215
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る中間純損失()(千円)	43,968	126,215
普通株式の期中平均株式数(株)	1,800,000	1,800,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|-------------------------|----------------|---------------------------|-------------------------|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第35期) | 自 令和2年4月1日
至 令和3年3月31日 | 令和3年6月29日
関東財務局長に提出。 |
|-------------------------|----------------|---------------------------|-------------------------|

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和3年12月20日

東京湾横断道路株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 開 内 啓 行

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 康 恩 実

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京湾横断道路株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第36期事業年度の中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東京湾横断道路株式会社の令和3年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監

査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 . XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。